

【委員会・部会名】

税務研究部会

【タイトル】

6月研修会

【日時】

平成18年6月16日(金) PM2:00~4:00

【場所】

法人会館

【研修テーマ】

『平成18年度税制改正について』

【講師】

福山 審理担当調査官

【内容】

- (1) 役員給与は次の3つのケースのみ損金算入ができる。 定期同額給与（支給時期が定期で、支給額が同額） 事前確定届出給与（株主総会で決議し、期限までに税務署へ届け出て、所定の時期に支払う） 利益連動給与（非同族会社の役員に適用）
- (2) 実質的な一人会社のオーナーへの役員給与について・・・「経費の二重控除」に相当する部分（給与所得控除相当分）の法人段階での損金算入を制限
- (3) 損金不算入となる交際費等の範囲から、一人当たり5千円以下の飲食費（役職員間の飲食は除く）を除外
- (4) 留保金課税の見直し 同族用件は、上位1株主グループによる株主保有割合が50%を超えるに変更 留保控除額も次のうち最も多い金額に変更 所得基準額（所得等の金額×40%、中小法人では50% 定額基準（年2千万円） 積立基準（期末資本金の25%相当額 - 利益積立金） 自己資本基準（自己資本比率が30%に達するまでの額）
- (5) 中小企業等の小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について（1個30万円未満なら、合計で3百万円まで全額損金算入）

詳しい資料を用意され、説明はポイントを絞り判りやすく説明された。



講師の 福山 審理担当調査官



会場一杯の 参加者